

令和6年度（2024年度）第10回教育委員会（1月定例会）議事録

- 1 日時 令和7年（2025年）1月7日（火）
午前9時30分から午前10時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

(1) 議案

議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

報告(1) くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰結果について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、全て公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から報告(1)を公開で審議した。

(4) 議事

○議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号について御説明します。

提案理由を1ページに記載しております。12月3日の定例教育委員会で、冒頭提案分について報告し、承認をいただいたところですが、翌12月4日、知事から教育委員会に、11月定例県議会に追加提案する教育に関する議案について意見照会がありました。このため、教育委員会に付議する暇がなく、次の2ページにありますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答を行ったことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

該当の議案は、3ページに掲載の知事からの依頼文中、「記」以下の項目でございます。

それでは、まず、予算関係の議案について御説明させていただきます。

議案第34号と第36号が予算関係議案となり、4ページから12ページまでが本文で、教育委員会関係の予算について13ページから15ページに整理して

おります。

13ページは11月補正予算の総括表でございます。今回の追加提案に係る歳出予算補正については、最下段「教育委員会合計」欄の左から4番目の追加提案分29億1,965万円余の増額でございます。11月補正予算全体では、冒頭提案分の7,166万円余と合わせまして、29億9,131万円余の増額となります。

内訳は次の14、15ページに記載しております。これは後ほど条例等議案で説明する、本年度の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものであり、教育委員会事務局職員、各学校の教職員、及び地方機関の職員の給与について増額補正を行い、また、職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の報酬等も改定されることから、会計年度任用職員の報酬等に係る経費を増額補正するものでございます。

次に、条例等議案についてです。16ページからが議案第43号「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。

49、50ページに概要をまとめております。49ページをお願いします。

「1 条例改正の趣旨」のとおり、人事委員会勧告等に基づき、一般職の職員の給与の改定を行うものでございます。

「2 改正する条例」は、(1)熊本県一般職の職員等の給与に関する条例ほか4条例です。

「3 主な改正内容」は、(1)一般職の職員の給料表を改定し、給料月額を引き上げる、(2)期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する、(4)扶養手当の子に係る手当の月額を500円引き上げる、などでございます。

次に、51ページからが第44号議案「熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」です。53ページに概要をまとめておりますのでお願いします。

「1 条例改正の趣旨」のとおり、知事、教育長及び県議会議員など特別職の職員の期末手当の改定を行うものです。

「2 改正する条例」は、(2)熊本県教育長等の給与に関する条例ほか2条例です。

「3 主な改正内容」は、(1)の期末手当の支給月数の改定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

1点お尋ねします。15ページです。補正が終わって合計1,360億円という予算ですが、このうちの給与関係、労務費はどれくらいあるのか教えていただければと思います。

学校人事課長

学校人事課の場合は、ほとんどが労務費の関係であり、1,168億円ぐらいございますので、正式な数字は分かりませんが、8、9割は人件費やその他経費が占めているということになります。

西山委員

ありがとうございます。それ以外の予算も増えたら良いと思いました。その他の部分の予算も必要と思います。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告(1) くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰結果について

義務教育課長

義務教育課です。報告(1)について御説明します。

本表彰は、令和4年6月の規則改正により従前の「熊本県公立学校善行児童生徒表彰」から「くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰」に改めて、3回目の表彰になります。

より親しみやすい名称への変更に加え、活動の継続期間、授業時間内外を問わず対象を広げて、幅広く表彰することとしています。その結果、本年度は小・中学校、高校、特別支援学校合わせて、69件の推薦があり、改正前の令和3年度に比べ推薦件数が57件増加しています。また、昨年度からも25件増加しております。

昨年12月24日に審査委員会を開催し、市町村教育委員会及び県立学校長から推薦のあった69件すべての個人及び団体を表彰することを決定しました。

そのうち、「特別賞」の33件につきましては、審査基準に基づき審査を行った結果、高得点であった個人及び団体となります。

なお、表彰式については、昨年度までは、各教育事務所や学校での実施としておりましたが、今年度は、「特別賞」の個人及び団体においては、参集による表彰式とし、表彰状と楯、図書カード、くまモンピンバッジ、くまモンファイルを授与することとしています。

また、「入賞」の36件につきましては、表彰状とくまモンピンバッジ、くまモンファイルを送付し、各学校で表彰を行っていただきます。

県教育委員会としましては、善い行いをした児童生徒を表彰することで、公共の精神や他者を思いやる心を引き続き育んでいきたいと思っております。

併せて、各学校において、教職員一人一人が児童生徒の良さを多く見つけようとする姿勢を奨励していきたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

良い感じの名称になり、本表彰の趣旨が伝わって、応募してくださる方も増えたのだと思っています。継続していただきたい。

質問ですが、今回入賞になった方々が継続して取り組むことができたなら、再チャレンジして特別賞になる可能性もあるのでしょうか。

義務教育課長

要項において、3年間は応募できないことになっています。

田口委員

では、更に3年間続けられたら、その資格が得られるという理解でよろしいでしょうか。

義務教育課長

そうです。

教育長

主な善行があれば紹介をしてください。

義務教育課長

多かったものは人命救助で、高齢の方への手助け等がありました。地域の方からの御礼の電話等もあり、子供たちの次の取組につながっているのではないかと思います。県立学校も人命救助が多くありました。

田口委員

熊本市立帯山小学校とありますが、熊本市の小学校も対象でしょうか。

義務教育課長

以前から、熊本市も含めた形で表彰を行っています。

田口委員

それも大変良いことだと思いますので、継続していただきたい。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

ありがとうございます。
引き続きよろしく申し上げます。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和7年（2025年）2月4日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前10時50分。